

# 悪質商法にだまされるな!

消費生活センター ☎(63)3313

消費生活センターには、さまざまな悪質商法に関する相談が寄せられています。悪質業者はだましのプロです。さまざまなテクニックを使い、消費者の油断を誘ってきます。

## 最近の消費生活相談の傾向

### ○減らない訪問販売・電話勧誘販売トラブル!

突然の訪問や電話による勧誘は依然として多く、「住宅リフォーム工事」「マグロやカツオの販売」「未公開株」や「社債」の販売などのトラブルが寄せられています。

**(例)「絶対もうかる」と金融商品を勧められた  
それは…利殖商法です!**

「必ずもうかる」「値上がり確実」「高配当」と利益ばかりを強調し、未公開株や社債、ファンド、外国通貨などの金融商品の購入を勧誘してきます。お金を払ってしまうと業者と連絡が取れなくなり、未公開株等が紙くずになってしまいます。銀行預金の金利が低い、近年の消費者心理につけ込んだ商法です。



### ○依然として多い「出会い系」「アダルトサイト」の料金請求!

依然として、「出会い系サイト」「アダルトサイト」の請求関連のトラブルが減りません。アダルトサイトの請求画面を、パソコン画面から削除する方法についての問い合わせが激増しています。

**(例) 一度クリックしただけで、  
入会金を請求された…**

パソコンや携帯電話から、「無料」サイトの動画を見ようと画像をクリックして、次々と進んでいった利用者に対して「有料」サイトへと、巧みに誘導していきます。また、複数のウェブサイトを経由させられ、利用者は、注意力が散漫になります。数分おきに料金請求画面を表示し、心理的に追い込むケースです。

**「無料」だからと、安易にアクセスしないことが大切です。**



### ●消費生活に関する相談・問い合わせは消費生活センターへ

専門的な知識と経験を持つ相談員が相談に応じ、問題解決のための助言あっせんを行っています。気軽に相談してください。

- 市役所新館2階②番窓口 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)
- 来所での相談は、事前に電話予約をお勧めします。